

令和5年8月31日  
北海道開発局

## 指名停止措置を行いました

～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、株式会社エヌイーアイに対し、業務の履行が困難であると申し出たことにより、契約解除となったことから、指名停止3か月の措置を行いました。  
(「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当)

株式会社エヌイーアイは、釧路開発建設部発注の「50301 複写等業務(釧路開発建設部本部外)(単価契約)」において、全従業員が退職したために業務の履行が困難であると申し出たことにより、契約解除となったことから、指名停止措置を行うものです。

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社エヌイーアイ	釧路市駒場町3番8号

2. 指名停止措置期間：令和5年8月31日～令和5年11月30日(3か月)

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

### 4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話(代表)011-709-2311

開発監理部 会計課 会計指導官 臼井 義晃(内線5703)

開発監理部 会計課 上席専門官 長能 章久(内線5833)



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>